

● 国際デジタル課税の行方

2月6日の日経朝刊は、デジタル経済の拡大に合わせた新たなデジタル国際課税ルールについて報じた。デジタルビジネスは、物理的拠点がなく、本国に利益が移されることが多く、また、形のない知的財産やデータの課税評価が難しいため、従来型のビジネスのような国際間の課税が容易ではない。ただ放置すれば、この分野の収益や利便への課税が底抜けになり、課税の公平性や得べかりし税収入の喪失など、国際的に深刻な問題に発展することは明らかである。現在、米グーグル、米アマゾン・ドット・コムなどデジタルプラットフォーマーは恒久的施設（PE）がない国にも利用者やその便益享受者を多数持つが、今の原則ではPEがない国では課税ができない。そこで、IT企業などPEを置かない国でも課税ができるように、1月29日、経済協力開発機構（OECD）は「経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応」と題する論点整理メモ（ポリシーノート）をまとめている。その中で、企業が支店など恒久的施設（PE）を設けた国で得た利益に課税するという原則の見直しも盛り込まれている。今回の見直し案について外部の意見を聞いたうえで、6月に福岡で開くG20財務相会議に報告される予定という。日本は議長国として、国債デジタル課税の具体策について各国の合意を取り付ける重要な役割を期待されている。

こうした中で、2月9日の日経朝刊社説が、世界であげた利益を低税率の国に集中させて課税を回避し通常の多国籍企業に比べ少額しか納税していない大手IT企業に、その国に支店など物理的な拠点がなくてもデジタル取引の実績などに応じて課税できないかとの問題提起を行っている。そして、各国では独自にデジタル課税を先行させる動きが出ているとし、英国が昨年10月、大手IT企業の利益ではなく英国であげた売上高を課税対象にするデジタル課税を2020年4月から導入すると発表したこと、さらにフランスでは昨年12月、反政府デモの高まりで燃料税の引き上げ断念に追い込まれたマクロン政権が突如、英国と似たようなデジタル課税を19年から導入すると発表したことを紹介している。英仏などの動きは意欲的な取り組みとして評価できるが、他方で、デジタル課税の国際合意がまとまらなければ各国独自の不整合な課税が乱立し、混乱を招く恐れもある。そうした事態を避けるためにも、G20議長国日本が、社説のタイトルが示す「日本は国際デジタル課税で国際協調を主導」する役割を果たすことが期待される。